

目黒区立保育所の民設民営化園に係る運営費補助に関する要綱

平成30年2月22日目子保第9884号決定

令和5年3月14日目子保第14903号改正

令和7年2月6日目子保第17064号改正

(目的)

第1条 この補助事業は、目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）に基づき目黒区立保育所として設置され、その後、民設民営化された私立認可保育所（以下「民設民営化園」という。）を運営する法人に対して、当該民設民営化園の運営に係る経費（以下「運営費」という。）の一部について予算の範囲内で補助することにより、当該民設民営化園の安定的な運営の支援を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、平成29年4月1日以後に民営化された民設民営化園の運営事業（民設民営化園の開所の日から5年間に限る。）を補助対象事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業を実施するために支出した運営費その他区長が必要と認めるものとし、職員充実加算費等として補助を行う。ただし、積立金及び貸付金（法人内の各施設拠点区分間、本部拠点区分間又は収益事業等の事業区分への貸付）に係る支出は対象外とする。

(算定基準)

第4条 補助金は、補助対象経費について、次の各号に掲げる民設民営化園の区分に応じ、当該各号に定める額を交付する。

(1) 令和4年度以前に民営化された民設民営化園

会計年度ごとに、各月初日の在籍児童数の合計に5,000円を乗じて得た額。ただし、月の初日において、目黒区立保育所における職員配置基準に適合した職員配置がなされていない月はこの限りでない。

(2) 令和5年度以降に民営化された民設民営化園

各月ごとに、目黒区立保育所における職員配置基準により算出される各月初日の保育士資格を有する者と目黒区私立認可保育所における職員配置基準により算出される各月初日の保育士資格を有する者との差に439,980円を乗じて得た額。ただし、月の初日において、目黒区立保育所における職員配置基準に適合した職員配置がなされていない月はこの限りでない。

- 2 各月初日の職員配置の算定にあたり、非常勤職員を常勤換算する場合は、当該保育所の就業規則に定める常勤職員の勤務時間を上回る場合にこれを認める。
- 3 各月初日の職員配置の算定にあたっては、平成30年3月22日付目子保第10769号「目黒区保育所運営費等補助要綱の改正点に係る留意事項について」における取り扱いに準ずるものとする。
- 4 各月初日の職員配置の算定にあたっては、他の事業の専任職員はこれに含むことができない

い。

(補助金の請求)

第5条 補助金の支給を受けようとする設置者は、令和4年度以前に民営化された民設民営化園については、別記第1号様式による請求書により、令和5年度以降に民営化された民設民営化園については、別記第2号様式による請求書により区長に請求しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の支給を受けた設置者は、会計年度が終了したときは、別記第3号様式により区長に報告しなければならない。

(補助金の使用制限)

第7条 補助金の支給を受けた設置者は、この要綱に定める目的以外に補助金を使用してはならない。

(補助金の支給取り消し)

第8条 区長は、補助金の支給を受けた設置者が前条の規定に反して補助金を使用した場合は、その全部又は一部を取り消すことができる。

(他の規程との関係)

第9条 この要綱の規定による補助に係る手続については、この要綱に定めるもののほか、目黒区補助金等交付規則の定めるところによる。

付 則 (平成30年2月22日子保第9884号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (令和5年3月14日子保第14903号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則 (令和7年2月6日子保第17064号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。